

平成28年度

事務事業評価表 A (平成27年度の実績評価)

記入年月日
平成 28 年 4 月 8 日

事務事業名		生活保護事業(保護費支給事業)				事業区分		担当		
						新規/継続	継続	事務事業No.	020503000514	
		政策体系上の位置付け				単独/補助	補助		040101	
政策体系	総合計画の施策名	0205 生活困窮者の自立支援				主要事業	対象外	所属課	社会福祉課	
	政策名	02 安心と安らぎのある健康福祉社会づくり				市長マニフェスト	対象外			
	施策名	05 生活困窮者の自立支援				未来PJ事業	対象外	グループ	社会福祉G	
	基本事業名	03 生活保護制度の認定とその準用				合併建設計画事業	対象外			
		財務会計上の位置付け				事業期間				
予算科目	会計	款	項	目	事業	細	一般会計			
	01	03	03	02	01	00	生活保護支給事業			
法令根拠							単年度繰返し (年度~)			
							← 期間限定の場合、総投入量を(3)投入量の右側に記入			

【Do】 1. 事務事業の現状把握(その1)

(1) 事務事業の概要	
①事務事業の概要(事務事業の全体像)	②担当者が行う業務の内容・やり方・手順
生活に困窮する市民等に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障する。 扶助の種類は、生活扶助費、住宅扶助費、教育扶助費、介護扶助費、医療扶助費、生業扶助費、葬祭扶助費の8種類。最低生活の維持に必要な金銭、現物を給付する。	被保護世帯に対する保護費の給付、医療券・介護券の交付 ・世帯の収入を収入申告、課税調査等によって把握し、最低生活の維持に必要な給付額を決定、各月の支給日に窓口払い及び口座払いの方法により給付する。 ・最低生活の維持に必要な医療・介護について、実施機関へ医療・介護券を交付することにより、被保護者に現物を支給する。

(2) 事務事業の手段・対象・意図と各指標、指標値の推移							
①手段 (担当者の活動内容)	④活動指標 (活動量を表す指標)	単位	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (計画)	29年度 (目標)	30年度 (目標)
世帯ごとの最低生活費を算定する。同時に収入申告、調査により世帯の収入を認定し、最低生活費に対して収入が不足する額を生活保護費として支給する。また、医療・介護扶助は給付券を交付することで現物を給付する。	支給世帯数	世帯	231.00	257.00	260.00	260.00	260.00
	支給額	千円	443,949.00	504,384.00	531,545.00	531,545.00	531,545.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
②対象 (誰、何を対象にしているのか)	⑤対象指標 (対象の大きさを表す指標)	単位	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (計画)	29年度 (目標)	30年度 (目標)
被保護世帯	被保護世帯	世帯	231.00	257.00	260.00	260.00	260.00
	被保護者	人	271.00	306.00	300.00	300.00	300.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
③意図 (この事業によって対象をどう変えるのか)	⑥成果指標 (対象における意図の達成度を表す指標)	単位	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (計画)	29年度 (目標)	30年度 (目標)
健康で文化的な生活を保障する	最低限度の生活を営む被保護世帯	世帯	231.00	257.00	260.00	260.00	260.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

(3) 投入量(事業費)の推移		26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (計画)	29年度 (目標)	30年度 (目標)	期間限定 総投入量		
投入量	事業費	国庫支出金	千円	341,890	366,766	394,839	394,839	394,839	0
		県支出金	千円	14,434	13,434	12,750	12,750	12,750	0
		地方債	千円	0	0	0	0	0	0
		使用料・手数料	千円	0	0	0	0	0	0
		その他	千円	393	3,340	484	484	484	0
		一般財源	千円	87,232	120,844	123,472	123,472	123,472	0
		事業費計(A)	千円	443,949	504,384	531,545	531,545	531,545	0
	人件費	正規職員従事人数	人	5.00人	5.00人	5.00人	5.00人	5.00人	
		述べ業務時間	時間	1,708.00	1,862.00	1,900.00	1,900.00	1,900.00	
		人件費計(B)	千円	4,955	5,402	5,512	5,512	5,512	
トータルコスト(A)+(B)		千円	448,904	509,786	537,057	537,057	537,057		

事業費の内訳	27年度事業費 実績(千円)			28年度事業費 予算(千円)		
	20 扶助費	504,384		20 扶助費	531,545	
		合計	504,384		合計	531,545

(4) 当該年度の実施内容	28年度の事業内容	29年度の事業内容	30年度の事業内容
※下記に該当する事業は、年度ごとに事業内容を記入する ・主要事業 ・市長マニフェスト ・未来PJ事業 ・合併建設計画事業	被保護者の最低限度の生活を維持するため、必要な扶助費を算定し給付を行う。医療扶助・介護扶助については現物給付を行う。	被保護者の最低限度の生活を維持するため、必要な扶助費を算定し給付を行う。医療扶助・介護扶助については現物給付を行う。	被保護者の最低限度の生活を維持するため、必要な扶助費を算定し給付を行う。医療扶助・介護扶助については現物給付を行う。

事務事業名	生活保護事業(保護費支給事業)	事務事業No.	20503000514	所属課	社会福祉課
-------	-----------------	---------	-------------	-----	-------

【Do】 1. 事務事業の現状把握(その2)

(5) この事務事業を開始したきっかけは、いつ頃どんな経緯で開始されたのか? 開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか? 昭和25年に現行の生活保護法が施行され、平成17年の市制施行により県から事務移管されたことによる。桜川市では、平成21年度上半期までは横ばい状態で推移してきたが、経済情勢の悪化や社会構造の変化による増加要因があり、被保護世帯数は増加している。
(6) この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者)からどんな意見や要望が寄せられているか? 雇用情勢が厳しい中、生活保護世帯の増加がマスコミ等でも取り上げられていることもあり、議会においても桜川市の動向に関心が寄せられている。
(7) 前回の事務事業評価に対する改革・改善の具体的内容

【See】 2. 評価の部 *原則は事前評価。

評価項目

目的 妥当性	①政策体系との整合性 (この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか?意図することが結果に結びついているか?) <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている 生活保護法に基づくものであり、「社会福祉の推進」施策に結びついている。
	②公共関与の妥当性 (なぜこの事業を市が行わなければならないのか?税金を投入して、達成する目的か?) (法定受託事業はその名称) <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である 生活保護法で市が事業を実施することを義務づけられており、妥当である。
	③成果の向上余地 (成果を向上させる余地はあるか?成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか?何が原因で成果向上が期待できないのか?) <input type="checkbox"/> 向上余地がない 生活保護法に定められた基準によるものであるため。
有効性	④廃止・休止の成果への影響 (事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は?) <input checked="" type="checkbox"/> 影響有 生活保護は、法令で定められており、廃止・休止は憲法第25条及び生活保護法の趣旨に反する。
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 (類似事業や統廃合の可能性がありますか?(市以外の取り組みも含む) (他に手段がある場合) → 具体的な手段、事務事業名 <input type="checkbox"/> 余地がない 生活保護は、法令で定められており、統廃合・連携の余地はない。
効率性	⑥事業費・人件費の削減余地 (成果を下げずに事業費を削減できないか?やり方を工夫して延べ業務事業を削減できないか?) <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がある 適切な医療扶助の適用及び後発医薬品の推進による医療費の削減。
公平性	⑦受益機会・費用負担の適正化余地 (事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか?受益者負担が公平・公正になっているか?) <input checked="" type="checkbox"/> 公正・公平である 生活困窮者を対象として必要な保護を行うものであり、内容は、国の基準に基づいて行い公平・公正である。

【Plan】 3. 評価結果の総括と今後の方向性(次年度計画と予算への反映)

(1) 1次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり ②有効性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり ③効率性 <input type="checkbox"/> 適切 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し余地あり ④公平性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり	(2) 全体総括(振り返り、反省点) ・要保護者に必要な保護を行うものであり、生活保護法で定められた基準により保護を適用し給付をしている。 ・現物支給である医療扶助については、頻回・重複受診等不適切と認められる受診の改善及び後発医薬品の推進によって事業費の削減が見込まれる。																						
(3) 今後の事業の方向性 <input type="checkbox"/> 終了 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 → <input checked="" type="checkbox"/> 改革改善を行う → <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 → <input type="checkbox"/> 現状維持 (複数回答可) <input type="checkbox"/> 目的の再設定 <input checked="" type="checkbox"/> 効率性の改善 <input type="checkbox"/> 有効性の改善 <input type="checkbox"/> 公平性の改善 <input type="checkbox"/> 統廃合ができる <input type="checkbox"/> 連携ができる	(4) 改革・改善による期待成果 (終了・廃止・休止の場合は記入不要) <table border="1"> <tr> <td colspan="2" rowspan="2"></td> <td colspan="3">コスト</td> </tr> <tr> <td>削減</td> <td>維持</td> <td>増加</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">成果</td> <td>向上</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>維持</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">成果</td> <td>低下</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持	○			成果	低下			
				コスト																			
		削減	維持	増加																			
成果	向上																						
	維持	○																					
成果	低下																						
	(5) 改革, 改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策 後発医薬品の使用については強制できるものではなく使用者の理解が必要である。家庭訪問等地道な推進活動を継続する他ない。 平成25年12月に生活保護法の一部が改正され、平成26年1月からは指定医療機関においても「可能な限り後発医薬品の使用について促すことによりその給付を行うよう努めること」とされたことにより、指定医療機関への周知、連携し推進活動を継続していく。																						
(6) 事務事業優先度評価結果 成果優先度評価結果 ⑤ コスト削減優先度評価結果 ⑧																							

【Check】 4. 確認及び改革改善に向けての指摘事項

(1) 課長評価 課長確認後の評価 <input checked="" type="checkbox"/> A A: 継続(現状維持) C: 終了、廃止、休止 B: 継続(改革改善を行う) D: 2次評価へ提出	(2) 部長確認及び評価 (課長評価により、C、D判定及び確認が必要な場合) 確認欄 <input type="checkbox"/>
--	---